

令和 8 年度入学生

「只見町山村教育留学生」認定選考基準

【目 的】

只見町山村教育留学生は、豊かな自然の中での心身の健やかな成長を土台として、学業に必要な知識の吸収にとどまらず、地域の諸課題に向き合い、対処できるような幅広い知識、思考力、実践力を育み、卒業後も山村留学での経験を踏まえ、社会的活躍が期待できる人材の育成を図ることを目的とする。

以下は、只見町山村教育留学生を選考するにあたり、その基準を定めるものである。

【選 考】

選考は、副町長、教育長、教育次長、子ども未来係長、只見高校教頭で構成する。

【選考の方法】

「只見町山村教育留学生」応募申込書ならびに学業成績等証明書による書類審査と、面接を行う。

※面接形式は対面またはオンラインで行う。

オンライン面接の条件として、現地での面接に参加できないやむを得ない事情があり、只見高校体験入学、奥会津学習センター見学説明会のいずれかに参加している場合は選択できるものとする。

【面接の期日】

書類審査に合格した者に別途通知する。

【選考の基準】

- (1) 中学校生活における生活態度が良好であり、高校生として規則正しい生活を送り、健全な集団生活が期待できる者。
- (2) 各学年において、原則として、欠席日数が 10 日を超えない者。(理由がある場合は除く)
- (3) 学業成績が概ね良好な者。(原則として 1 年次～3 年次で評定「1」の無い者)
- (4) 生徒及び保護者が山村教育留学の主旨を理解し、自覚をもって寮の運営に協力できる者。

【決 定】

上記基準により選考し、上限を 20 名として只見町山村教育留学生を決定する。